

2 文科教第 401 号
令和 2 年 8 月 11 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項
の 認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 国 公 立 大 学 法 人 の 長
大 学 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 文 部 科 学 省 所 轄 学 校 法 人 理 事 長
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 の 代 表 取 締 役
放 送 大 学 学 園 理 事 長
独 立 行 政 法 人 国 立 特 別 支 援 教 育 総 合 研 究 所 理 事 長
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長
文 部 科 学 省 が 所 管 す る 各 独 立 行 政 法 人 の 長
文 部 科 学 省 が 所 管 す る 各 国 立 研 究 開 発 法 人 の 長
各 指 定 教 員 養 成 機 関 の 長
免 許 状 更 新 講 習 の 開 設 者 の 指 定 を 受 け た 各 法 人 の 長

殿

文部科学省総合教育政策局長

浅田 和伸

(公印省略)

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）

このたび、別添 1 のとおり、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和 2 年文部科学省令第 29 号）が令和 2 年 8 月 11 日に公布、施行され、併せて別添 2 及び 3 のとおり、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者」（令和 2 年 8 月 11 日文部科学大臣決定。以下「介護等体験免除者に係る大臣決定」という。）及び「令和二

年度に限り小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則第二条第十号の規定による同条第一号から第九号の二までに掲げる施設に準ずる施設として文部科学大臣が認める施設を指定する件」（令和2年8月11日文部科学大臣決定。以下「介護等体験施設に係る大臣決定」という。）を定めました。

これらの概要等は下記のとおりですので、関係各位におかれては、その趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

また、小学校又は中学校の教諭の教職課程を置く各国公私立大学及び各指定教員養成機関（以下「大学等」という。）並びに独立行政法人国立特別支援教育総合研究所におかれては、令和2年度に介護等体験（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号。以下「特例法」という。）第2条第2項に規定する介護等の体験をいう。以下同じ。）を行うことを予定していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にあることその他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難な学生等のために、今般定める介護等体験の代替措置の実施に御協力くださるようお願いいたします。

教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）別表第3備考第6号に規定する文部科学大臣の認定した通信教育（以下「免許法認定通信教育」という。）又は免許法第9条の3第1項に規定する免許状更新講習（以下単に「免許状更新講習」という。）の開設者におかれては、それぞれ下記2（2）の介護等体験免除者に係る大臣決定1（6）又は（7）に係る措置を実施するため、下記4の留意事項等（6）又は（7）の内容を踏まえ、介護等体験の代替措置の対象となる科目又は講習の指定申請について、御検討くださるようお願いいたします。

記

1 改正等の趣旨

令和2年度における介護等体験の実施については、「令和2年度における介護等体験の実施にあたっての留意事項について」（令和2年4月3日付け2教教育人第2号教育人材政策課長通知。以下「令和2年4月3日通知」という。）により、①実施時期を秋以降に変更すること、②卒業年次の学生を優先すること、③障害者や高齢者等と直接接しない体験を主として実施することも考えられることなどを示しているところであるが、依然として介護等体験の実施が困難な状況が生じていることから、令和2年度限りの特例的な措置として、介護等体験の代替措置を定め、当該措置を受けた者を介護等体験の免除者とするた

めに所要の改正等を行うものであること。

併せて、令和2年度において介護等体験を行う場合に、その実施機会を可能な限り確保する観点から、令和2年度に限り、介護等体験の対象施設を拡大すること。

2 改正等の要点

(1) 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部省令第40号）の一部改正

① 令和2年度に介護等体験を予定していた者に対する小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与については、第3条第1項中「該当する者」とあるのは、「該当する者及びこれに準ずる者として文部科学大臣が定める者」とすること。（附則第2項関係）

② 上記に加え、その他所要の改正を行うこと。

(2) 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者(令和2年8月11日文部科学大臣決定)

① 上記(1)①で定める介護等体験を免除する者として、令和2年度において介護等体験を行うことを予定していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にあることその他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難な者（以下「介護等体験代替措置対象者」という。）であって、次のアからキまでのいずれかに該当するものとしたこと。

ア 大学等において、令和2年度までに、当該大学等が認定を受けた特別支援学校の教諭の普通免許状に係る課程において開設される特別支援教育に関する科目の単位を1単位以上修得した者

イ 令和2年度までに、医療関係職種等の各学校、養成所又は養成施設の指定を受けている大学等において開設される科目のうち、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして当該大学等が認めるものの単位を1単位以上修得した者

ウ 令和2年度までに、社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省・厚生労働省令第3号）第5条第1項の規定により実習演習科目の確認を受けた大学等における当該実習演習科目の単位を1単位以上修得した者

エ 在学する大学等において、令和2年度に、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目に係る印刷教材の学修の成果を確認する措置を受けた者

オ 令和2年度までに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目のうち1科目以上の履修の認定を受けた者

カ 免許法認定通信教育において、令和2年度までに、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が指定した科目（以下「指定科目」という。）の単位を1単位以上修得した者

キ 令和2年度に開設されるインターネット型等の免許状更新講習であつて、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が指定したもの（以下「特定講習」という。）の課程のうち18時間以上の履修の認定を受けた者

② その他、

- ・上記①イに関して、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして大学等が認めた科目があるときは、大学等は当該科目をインターネット等により公表すること
- ・上記①カの指定科目及びキの特定講習の指定に関して、免許法認定通信教育及び免許状更新講習の開設者からの申請に基づき指定すること
- ・上記①アからキまでに係る措置を受けたことを証する証明書に関し必要な事項を定めたこと

など、上記①アからキまでに係る措置の実施に必要な事項を定めたこと。

(3) 令和二年度に限り小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則第二条第十号の規定による同条第一号から第九号の二までに掲げる施設に準ずる施設として文部科学大臣が認める施設を指定する件（令和2年8月11日文部科学大臣決定）

令和2年度に限り、介護等体験を行う施設として、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校（これらのうち特別支援学級を置くもの又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条の規定による特別の教育課程を編成するものに限る。）を追加すること。

3 施行期日等

(1) 2(1)については、公布の日（令和2年8月11日）から施行することとしたこと。2(2)及び(3)については、それぞれ2(1)の施行の

日及び令和2年8月11日から施行することとしたこと。

(2) 2(3)については、令和3年3月31日限り、その効力を失うこととしたこと。

4 留意事項等

(1) 全般的事項

①介護等体験代替措置対象者について

介護等体験免除者に係る大臣決定1に定める「介護等体験代替措置対象者」（令和2年度において介護等体験を行うことを予定していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にあることその他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難な者）の該当性の判断に当たっては、次のとおりとする。

ア 令和2年度において介護等体験を行うことを予定していたことについて

本人が令和2年度に介護等体験を行う意思を有していたかどうかを基本とすること。介護等体験を行う意思を有していたかどうかを確認するために、介護等体験免除者に係る大臣決定5に定める証明書様式に、本人の署名等を記載することとしていること。

イ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にあることその他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難であることについて

令和2年度中は、受入施設等の明示の意思表示等がなくとも、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響その他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難であると判断して差し支えないこと。

②施行日前に修得済みの科目等について

介護等体験免除者に係る大臣決定1(1)から(3)まで及び(5)から(7)までに定める科目等を修得等した者には、過年度に開設された科目等を修得等した者など、本改正等の施行日前に当該科目等を修得等した者も含まれること。

(2) 「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目等について

介護等体験免除者に係る大臣決定1(2)及び(6)に定める「介護等に

関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目並びに（７）に定める特定講習の要件とされている「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」免許状更新講習について、これら「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目等の基本的考え方は、次のとおりである。

- ① 特例法第1条（趣旨）に規定する「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等」に関するものであること。
- ② 介護等体験は、特例法第2条第1項に規定する対象施設（特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるもの（※））における「介護、介助のほか、障害者等の話相手、散歩の付添いなどの交流等の体験、あるいは掃除や洗濯といった、障害者等と直接接するわけではないが、受入施設の職員に必要とされる業務の補助など、介護等の体験を行う者の知識・技能の程度、受入施設の種類、業務の内容、業務の状況等に応じ、幅広い体験が想定される」（特例法制定時の施行通達（「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律等の施行について」（平成9年11月26日付け文教教第230号文部事務次官通達））3（1）①）ことを踏まえ、上記の関連性を判断すること。

※ 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、救護施設、更生施設、授産施設、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設、障害者支援施設、地域活動支援センター等

- ③ 小学校又は中学校の教諭の教職課程（一種免許状又は二種免許状の授与の所要資格を得させるためのものに限る。）において開設される科目の水準に相当する科目等は対象とならないこと（中学校及び高等学校の教科で共通に修得することとされている科目についても対象とならない。専修免許状の授与に係る大学院の課程及び専攻科の課程において修得するものとされている科目については対象となり得る。）。

（3）介護等体験免除者に係る大臣決定1（2）及び2について

- ① 上記（2）に関し、介護等体験免除者に係る大臣決定1（2）に定める医療関係職種等の各学校、養成所又は養成施設に指定されている大学等で開設される科目のうち、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものを大学等が認めるに当たっては、小学校又は中学校の教諭

の教職課程（一種免許状又は二種免許状の授与の所要資格を得させるためのものに限る。）における科目と相当程度内容が重複するものは避けた上で、当該科目の目的、取り扱う内容等を踏まえて判断されることとなるが、大学等として対外的に責任を持って、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む科目であると説明できるものである必要があること。

- ② 介護等体験免除者に係る大臣決定 1（2）に定める科目を修得した者には、本改正等の施行日前に当該科目を修得した者も含まれることから、各大学等においては、過年度開設分も含めて対象科目名を公表すること。

（4）介護等体験免除者に係る大臣決定 1（4）について

- ① 介護等体験免除者に係る大臣決定 1（4）に定める措置を行おうとする大学等は、別紙 1 の「利用許諾条件書」に従い、文部科学省に「同意書兼利用態様届出書」を提出したうえで、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目の印刷教材を利用して、当該措置を実施すること。

- ② 当該措置は、学生等に対し上記の印刷教材を配布等した上で、これにより学修するよう指導するとともに、その学修を経て、学生が有することとなった知識及びその学修成果を教職に就くに当たりどのように生かしていくのかを総合的に論述させ、大学の責任において確認する（レポートを提出させ、その成果を確認する）ことにより行うこと。

- ③ 上記レポートの確認に当たっては、1）上記の印刷教材の学修を経て自らが学んだことや考えたこと、2）その学修成果を教職に就くに当たってどのように生かしていくか、の各項目について、学生自身の言葉で明確に述べられているかを確認するものとする。各項目の記載分量は、それぞれ概ね 600～800 字ずつ計 1,200～1,600 字程度以上を目安とすること。

上記の確認に当たっては、例えば、別紙 2 の「視覚障害児／聴覚障害児の教育課程及び指導法に関する学修報告書（作成例）」を参考にして様式を作成し、これを用いて確認すること。なお、上記の各項目を確認できるものであれば、各大学等において独自に用いる書類等により確認することとしても差し支えないこと。

- ④ 当該措置を担当する教職員については、必ずしも特別支援教育に関する科目を担当する教員である必要はないが、当該大学等の教職課程を担当する教職員であること。

- ⑤ 「在学」には、科目等履修生として大学等に「在籍」することも含まれること。

(5) 介護等体験免除者に係る大臣決定 1 (5) について

- ① 介護等体験免除者に係る大臣決定 1 (5) に定める「履修の認定」とは、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目の全ての映像講義の視聴を完了し、各映像講義の終了後に実施する「理解度チェックテスト」に全て合格することを指し、単位認定試験の合格を要しないこと。
- ② 介護等体験免除者に係る大臣決定 1 (5) に定める免許法認定通信教育については、受講定員、受講時期をはじめ、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において定める募集要項等に従い、実施するものであること。

(6) 介護等体験免除者に係る大臣決定 1 (6) 及び 3 について

介護等体験免除者に係る大臣決定 1 (6) に定める指定科目の指定を受けようとする免許法認定通信教育の開設者は、別紙 3 の「指定科目実施要領」に基づき、指定の申請を行うこと。

(7) 介護等体験免除者に係る大臣決定 1 (7) 及び 4 について

介護等体験免除者に係る大臣決定 1 (7) に定める特定講習の指定を受けようとする免許状更新講習の開設者は、別紙 4 の「特定講習実施要領」に基づき、指定の申請を行うこと。

(8) 介護等体験免除者に係る大臣決定 5 について

- ① 介護等体験免除者に係る大臣決定 5 に定める証明書には、介護等体験免除者に係る大臣決定 1 (1) から (7) までに定める科目等の単位を修得する等の見込みであることを証明するものを含むこと。具体的には、例えば、卒業年次の後期において、介護等体験免除者に係る大臣決定 1 (1) から (3) まで又は (6) に定める科目を履修している者であって、その者の学修状況等を勘案して当該科目の単位を修得することが見込まれると大学等が判断する者について、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与に関する大学一括申請手続において必要な場合に、大学等が当該単位を修得見込みである旨を明らかにすることを想定していること。
- ② 上記の単位修得等見込みの者が当該単位を修得する等に至らないことが明らかになった場合には、当該者に対して科目等の単位を修得する等の見込みであることの証明書を発行した者は速やかにその旨を学生本人及び上記の授与手続に係る授与権者である都道府県教育委員会に通知すること。
- ③ 本改正等の施行日前に介護等体験免除者に係る大臣決定 1 (1) から (3)

まで及び（５）から（７）までに定める科目等を修得等した者から請求があったときも、当該者に該当する旨を証する証明書を発行するものとする
こと。

（９）介護等体験施設に係る大臣決定について

- ① 今回、令和２年度に限り介護等体験の対象施設に加える小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、又は中等教育学校（以下「小学校等」という。）のうち、学校教育法施行規則第 140 条の規定による特別の教育課程を編成するもの（以下「通級による指導を行う小学校等」という。）とは、基本的には、通級による指導を受ける児童生徒が在学する小学校等を指すこと。
- ② その際、通級による指導の実施形態としては、（１）児童生徒が在学する学校において指導を受ける「自校通級」、（２）他の学校に週に何単位時間か定期的に通級し、指導を受ける「他校通級」、（３）通級による指導の担当教員が該当する児童生徒がいる学校に赴き、又は複数の学校を巡回して指導を行う「巡回指導」が考えられるが、自校通級及び他校通級の児童生徒を受け入れる小学校等についても、対象施設として差し支えないこと。
- ③ 特別支援学級を置く又は通級による指導を行う小学校等で介護等体験を行う場合には、特別支援学級又は通級による指導に関する体験を含むこと。具体的には、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒との交流等の体験のほか、当該児童生徒と直接接しなくても、特別支援学級の学級経営や当該児童生徒の個別の支援に関する業務といった、当該学校の教職員に必要とされる業務の補助など、幅広い体験が想定されること。
- ④ 特別支援学級を置く又は通級による指導を行う小学校等において行われる上記のような体験を含む教育実習についても、介護等体験として、その期間に算入できること。

５ 令和２年度における介護等体験の取扱いについて

地域の状況等によっては、令和２年度において介護等体験を行うことができる場合もあり、この場合の留意事項については、既に令和２年４月３日通知（令和２年度における介護等体験の実施にあたっての留意事項について（通知））により示しているところであるが、大学等においては、学生に対し介護等体験に臨む場合には、自己の感染症対策を徹底するよう促すとともに、受入施設の取組についても十分理解させた上で参加させていただきたいこと。令和２年度に受入施設において介護等体験を実施する場合には、その実施機会を可能な限

り確保する観点から、体験の期間について、特例法制定時の施行通達3（1）③において「7日間の内訳については、社会福祉施設等5日間、特殊教育諸学校2日間とすることが望ましいこと」とされているところ、令和2年度においては、いずれか1つの施設において7日間の体験を行うなど、日数の内訳を柔軟に設定して差し支えないこと。

また、従来受入施設に直接出向いて行うとされてきた介護等体験の運用に関し、令和2年度に限り、以下の要件を満たして行う遠隔による体験についても、介護等体験として認めること。

（1）遠隔による介護等体験の要件

- ① 受入施設と学生等がテレビ会議システム等を利用して映像及び音声を伴う同時双方向型で行われること。
- ② 受入施設で介護等体験を行ったと評価できる実態があること（施設長からの証明書が発行できる体験実態があること）。

（2）遠隔による介護等体験を行うに当たっての留意事項

遠隔による介護等体験を行う場合は、以下の事項に配慮して行うことが望ましいこと。

- ① 介護等体験の実施に当たっては、令和2年4月3日通知において、その実施内容等の留意事項として、新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえ、障害者や高齢者等と直接接しない体験を主として実施することも考えられることや、1日当たり必要最低限の時間で実施することも考えられることを示しているところであるが、障害者や高齢者等と直接接しない体験としては、例えば、テレビ会議システムを活用した障害者や高齢者等との交流など、学生等が受入施設に出向かない遠隔による体験も考えられることから、大学等においては、このような点も踏まえ、受入施設とも協議の上、実施内容を検討すること。
- ② 大学等において、対象となる学生等をまとめてテレビ会議システム等に参加させる環境を整えること。

添付資料：

別添1「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和2年文部科学省令第29号）

別添2「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条

第一項に規定する文部科学大臣が定める者」(令和2年8月11日文部科学大臣決定)

別添3「令和二年度に限り小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則第二条第十号の規定による同条第一号から第九号の二までに掲げる施設に準ずる施設として文部科学大臣が認める施設を指定する件」(令和2年8月11日文部科学大臣決定)

別紙1「利用許諾条件書」

別紙2「視覚障害児／聴覚障害児の教育課程及び指導法に関する学修報告書(作成例)」

別紙3「指定科目実施要領」

別紙4「特定講習実施要領」

参考資料「小中学校の教員免許状授与に必要な介護等体験の代替措置等について」

本件担当：

文部科学省総合教育政策局

教育人材政策課教員免許企画室免許係

電話：03-5253-4111(内線：3969)

E-MAIL：kaigo@mext.go.jp

○文部科学省令第二十九号

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成九年法律第九十号）第二条第三項の規定に基づき、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年八月十一日

文部科学大臣 萩生田 光一

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成九年文部省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（「」で注記した項番号を含む。以下同じ。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象

規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	<p>(介護等の体験に関する証明書)</p> <p>第四条 小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許法第五条の二第二項の規定による免許状の授与の申出を行うに当たって、同項に規定する書類のほか、介護等の体験を行った学校又は施設の長が発行する介護等の体験に関する証明書を提出するものとする。</p> <p>2・3 「略」</p> <p>附則</p> <p>1 この省令は、平成十年四月一日から施行する。</p> <p>2 令和二年度に介護等の体験を予定していた者に対する小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与については、第三条第一項中「該当する者」とあるのは、「該当する者及びこれに準ずる者として文部科学大臣が定める者」とする。</p>
改正前	<p>(介護等の体験に関する証明書)</p> <p>第四条 小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許法第五条の二第二項に規定による免許状の授与の申出を行うに当たって、同項に規定する書類のほか、介護等の体験を行った学校又は施設の長が発行する介護等の体験に関する証明書を提出するものとする。</p> <p>2・3 「同上」</p> <p>附則</p> <p>① この省令は、平成十年四月一日から施行する。</p> <p>「項を加える。」</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

別添 2

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者

令和二年八月十一日
文部科学大臣決定

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成九年文部省令第四十号）附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定に基づき、同項に規定する文部科学大臣が定める者を次のように定め、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和二年文部科学省令第二十九号）の施行の日から施行する。

1. 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者について

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者は、令和二年度において介護等の体験を行うことを予定していたにもかかわらず、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等の体験を行う施設における受入れが困難な状況にあることその他これに類する事由により介護等の体験を行うことが困難な者（以下「介護等体験代替措置対象者」という。）であって、次の（1）から（7）までのいずれかに該当するものとする。

- （1）課程認定大学等（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号。以下「免許法」という。）別表第一備考第五号イに規定する小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る認定課程を有する大学、免許法別表第一備考第二号の三及び第三号に規定する小学校又は中学校の教員養成機関、教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十七号）による改正前の免許法（以下「旧法」という。）による小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る認定課程を有する大学又は旧法別表第一備考第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けている小学校又は中学校の教員養成機関をいう。以下同じ。）において、令和二年度までに、当該課程認定大学等が認定を受けた特別支援学校の教諭の普通免許状に係る課程において開設される特別支援教育に関する科目の単位を一単位以上修得した者

- (2) 令和二年度までに、別表の第一欄に掲げる指定を受けている課程認定大学等において開設される科目のうち、同表の第二欄に掲げる規定により定められている教育内容に関するものであって、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして当該課程認定大学等が認めるものの単位を一単位以上修得した者
- (3) 令和二年度までに、社会福祉に関する科目を定める省令（平成二十年文部科学省・厚生労働省令第三号）第五条第一項の規定により実習演習科目の確認を受けた課程認定大学等における当該実習演習科目の単位を一単位以上修得した者
- (4) 在学する課程認定大学等において、令和二年度に、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法別表第三備考第六号に規定する文部科学大臣の認定した通信教育（以下「免許法認定通信教育」という。）の科目に係る印刷教材の学修の成果を確認する措置を受けた者
- (5) 令和二年度までに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目のうち一以上の科目の履修の認定を受けた者
- (6) 免許法認定通信教育において、令和二年度までに、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が3の規定により指定した科目（以下「指定科目」という。）の単位を一単位以上修得した者
- (7) 免許法第九条の三第一項に規定する免許状更新講習（以下単に「免許状更新講習」という。）であって、文部科学大臣が4の規定により指定したもの（以下「特定講習」という。）の課程のうち十八時間以上の履修の認定を受けた者

2. 1 (2) について

課程認定大学等は、1 (2) の規定により、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして認めた科目があるときは、当該科目をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

3. 1 (6) について

- (1) 指定科目は、免許法認定通信教育の開設者からの申請に基づき、文部科学大臣が指定する。
- (2) 文部科学大臣は、指定科目を指定したときは、当該指定科目をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。
- (3) 指定科目の指定に関する手続その他必要な事項については、別に定める。

4. 1 (7) について

- (1) 特定講習の指定の基準は、次のとおりとする。
 - イ 講習の内容が、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものであること。

ロ インターネットを利用する方法又は放送の視聴により学修させるもの（対面による方法と組み合わせて行うものを除く。）であること。

ハ 令和三年三月三十一日までの間に、受講及び課程の一部の履修の認定が可能なものであること。

(2) 特定講習は、免許状更新講習の開設者からの申請に基づき、文部科学大臣が指定する。

(3) 文部科学大臣は、特定講習を指定したときは、当該特定講習をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(4) 特定講習の開設者は、1（7）に定める者になろうとする者が特定講習の受講を求めたときは、当該特定講習の実施に支障のない限り、これに応ずることができる。

(5) 特定講習の開設者は、特定講習を受講する介護等体験代替措置対象者をその他の受講者と区分して管理しなければならない。

(6) 特定講習の指定に関する手続その他必要な事項については、別に定める。

5. 証明書について

(1) 1（1）から（7）までに掲げる者は、免許法第五条の二第一項の規定による免許状の授与の申出を行うに当たって、同項に規定する書類のほか、それぞれ1（1）から（7）までに掲げる者に該当する旨を証する証明書を提出するものとする。

(2) 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者（介護等体験代替措置対象者に限る。）から請求があったときは、当該者に該当する旨を証する証明書を発行するものとする。

イ 1（1）から（3）までに定める科目を開設する課程認定大学等 1（1）から（3）までに掲げる者

ロ 1（4）に掲げる者の在学する課程認定大学等 1（4）に掲げる者

ハ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 1（5）に掲げる者

ニ 1（6）により指定された科目を開設する免許法認定通信教育の開設者 1（6）に掲げる者

(3) 特定講習の開設者は、介護等体験代替措置対象者であって特定講習の課程の一部の履修の認定を受けた者から請求があったときは、その者の当該履修に関する証明書を発行するものとする。

(4) 証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

別表

第一欄	第二欄
保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十九条第一号の学校又は同条第二号の保健師養成所の指定	保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第一号）別表一
保健師助産師看護師法第二十条第一号の学校又は同条第二号の助産師養成所の指定	保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表二
保健師助産師看護師法第二十一条第一号の大学、同条第二号の学校又は同条第三号の看護師養成所の指定	保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表三又は別表三の二
保健師助産師看護師法第二十二条第一号の学校又は同条第二号の准看護師養成所の指定	保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表四
理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）第十一条第一号又は第二号の学校又は理学療法士養成施設の指定	理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（昭和四十一年文部省・厚生省令第三号）別表第一又は別表第一の二
理学療法士及び作業療法士法第十二条第一号又は第二号の学校又は作業療法士養成施設の指定	理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則別表第二又は別表第二の二
社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第七条第二号の社会福祉士短期養成施設等又は第三号の社会福祉士一般養成施設等の指定	社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年文部科学省・厚生労働省令第二号）別表第一若しくは別表第三又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）別表第一若しくは別表第三
社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第一号から第三号まで又は第五号の学校又は養成施設の指定	社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表第四若しくは別表第四の二又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第四若しくは別表第五
義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第一号、第二号又は第三号の学校又は義肢装具士養成所の指定	義肢装具士学校養成所指定規則（昭和六十三年文部省・厚生省令第三号）別表第一、別表第二又は別表第三

介護等体験代替措置完了証明書（記入例）

（ふりがな）

氏 名

生年月日

上記の者は、下記のとおり、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第2項の規定により読み替えられた同令第3条第1項に規定する文部科学大臣が定める者」（令和2年8月11日文部科学大臣決定。以下「大臣決定」という。）に基づき、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部省令第40号）附則第2項の規定により読み替えられた同令第3条第1項に定める文部科学大臣が定める者となるために必要な措置（を受けたこと）（の一部を受けたこと）（を受ける見込みであること）を証明する。

令和 年 月 日

〇〇大学学長 〇〇 〇〇 印

記

1. 代替措置の種類

大臣決定1（_____）の規定による措置

2. 代替措置の具体的な内容

（大臣決定1（1）から（3）までの規定による措置の場合）

科目名	単位数	単位修得年月日
【例】〇〇〇〇	単位	令和 年 月 日

（大臣決定1（4）の規定による措置の場合）

学修した印刷教材に対応する科目名	措置完了年月日
視覚障害児の教育課程と指導法 又は 聴覚障害児の教育課程と指導法	令和 年 月 日

（大臣決定1（5）の規定による措置の場合）

科目名	履修認定年月日

別添 3

令和二年度に限り小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則第二条第十号の規定による同条第一号から第九号の二までに掲げる施設に準ずる施設として文部科学大臣が認める施設を指定する件

令和二年八月十一日
文部科学大臣 決定

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成九年文部省令第四十号）第二条第十号の規定により、同条第一号から第九号の二までに掲げる施設に準ずる施設として文部科学大臣が認める施設については、平成九年文部省告示第百八十七号に定めるもののほか、次に掲げる施設とする。

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校（これらのうち特別支援学級を置くもの又は学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百四十条の規定による特別の教育課程を編成するものに限る。）

附 則

- 1 この決定は、令和二年八月十一日から施行する。
- 2 この決定は、令和三年三月三十一日限り、その効力を失う。
- 3 この決定は、附則第一項に定める日以後、前項に定める日までに行われた介護等の体験（介護等の体験の一部が当該期間に行われたときは、当該期間に行われたものに限る。）について適用する。

利用許諾条件書

文部科学省（以下「甲」という。）は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「乙」という。）を代理して、教職課程を有する同意書（第1条に定めるものをいう。）記載の課程認定大学等（以下「丙」という。）に対して、第2条第1項第1号に定める著作物を、以下の条項に基づき利用することを許諾し、丙もその著作物の利用に際し、当該条項に同意するものとする。

第1条（契約の成立）

本書に基づく甲と丙との間の契約（以下「本契約」という。）は、丙が、甲に対し、甲の指定した様式により、本書の内容に同意する旨の同意書（以下「同意書」という。）を提出したときに成立するものとする。

第2条（利用許諾）

1 甲は、丙に対し、第1号に定める著作物（以下「本著作物」という。）につき、第2号及び第3号に定める範囲で、その利用を許諾する。

（1）利用著作物名：

乙が実施する以下の科目名で開設される免許法認定通信教育において使用される印刷教材

- ・視覚障害児の教育課程及び指導法（令和2年度後期・全15回）
- ・聴覚障害児の教育課程及び指導法（令和2年度後期・全15回）

（2）利用目的

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者」（令和2年8月11日文部科学大臣決定）」1（4）に定める措置（以下「本件措置」という。）を実施するために利用する。

（3）利用方法

前号に定める目的に必要で、かつ、次項に基づき甲の承諾を得た届出の範囲内における以下の利用

- ①丙が実施する本件措置の受講学生、その他本件措置を実施するために必要と認められる範囲の者（以下、総称して「受講学生等」という。）へ配布するための複製における利用
- ②受講学生等へのインターネット送信における利用
- ③その他本件措置を実施するために必要と認められる利用形態による利用

2 利用態様の届出及び甲の承諾

丙は、前項に定める利用を行うに当たっては、事前にその具体的な利用態様について、第

1 条に定める同意書と併せて、甲の指定した様式により甲に届出を行い、甲の承諾を得るものとする。なお、甲が丙に対し、本項に基づく届出の日から7日以内に当該届出に係る利用態様の承諾の可否について何ら通知を行わない場合は、甲は当該利用態様につき承諾したものとみなす。

第3条（著作者人格権）

- 1 丙が本著作物の内容・表現又はその題号に変更を加える場合には、あらかじめ甲の承諾を必要とする。
- 2 丙は、本著作物を利用するにあたって、以下のとおり著作者の表示をしなければならない。
 - ・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

第4条（納入）

- 1 甲は丙に対し、本著作物をダウンロードすることができるウェブサイトの URL（以下「本件 URL」という。）を送信する。
- 2 丙は、別途甲から送信されるパスワード（以下「本件パスワード」という。）を入力することにより、上記ウェブサイトから本著作物をダウンロードする。
- 3 丙は、甲が承諾した場合を除き、本件 URL 及び本件パスワードを第三者に開示してはならない。

第5条（対価）

第2条に基づく利用許諾に係る対価は無償とする。

第6条（期間）

本契約の有効期間は、丙が甲に対し第1条に定める同意書を提出した日から令和3年3月31日までとする。

第7条（解除）

甲は、丙が本契約に違反した場合、当該違反の是正を催告するものとし、当該催告後相当期間が経過してもなお当該違反が是正されないときは、本契約を解除することができる。

第8条（契約終了後の措置）

本契約が終了した場合、丙は、丙が保有する本著作物に係る印刷物、電子データ、その他の複製物を全て廃棄するものとする。

第9条（権利義務譲渡等禁止）

甲及び丙は、本契約上の地位並びに本契約から生じる権利及び義務を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡してはならず、又は担保に供してはならない。

第 10 条 （事務）

本契約に基づく甲の事務は、甲の総合教育政策局教育人材政策課において行う。

第 11 条 （準拠法及び管轄裁判所）

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関し生じた紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 12 条 （その他）

本契約に定めのない事項、その他本契約に関して疑義等が生じた場合については、甲丙間で別途協議の上、解決するものとする。

令和 2 年 8 月 1 1 日

甲 東京都千代田区霞が関 3 - 2 - 2
文部科学省総合教育政策局長 浅田 和伸

丙 同意書記載の通り

同意書兼利用態様届出書

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課 御中

〇〇大学

当大学は、別紙の利用許諾条件書第2条第1項第1号の著作物を利用するにあたり、同書の内容に同意するものとし、また、同条第2項に基づき下記のとおり、その利用態様を届け出ます。

記

措置の名称	(例) 〇〇大学介護等体験代替措置
措置の実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
担当教職員	
定員 (受講学生の見込み数)	
利用する著作物	<input type="checkbox"/> 視覚障害児の教育課程及び指導法 (令和2年度後期・全15回) <input type="checkbox"/> 聴覚障害児の教育課程及び指導法 (令和2年度後期・全15回)
利用態様	<input type="checkbox"/> 受講学生等へ配布するための複製における利用 <input type="checkbox"/> 受講学生等へのインターネット送信における利用 <input type="checkbox"/> その他 具体的な内容:
連絡先	担当部署名: 担当者名: 電話番号: メールアドレス:

以上

(注) kaigo@mext.go.jp 宛てに御提出ください。

別紙 2

視覚障害児／聴覚障害児の教育課程及び指導法に関する学修報告書（作成例）

氏名	フリガナ
学部・学科・学年	学部 学科 コース 年 組

1. 学修の成果

※「視覚障害児／聴覚障害児の教育課程と指導法」の学修を経て自らが学んだことや考えたことを 600～800 字程度で記述してください。

2. 将来の展望

※上記の学修成果を教職に就くに当たってどのように生かしていくかを 600～800 字程度で記述してください。

指定科目実施要領

令和 2 年 8 月

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

はじめに

本実施要領は、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成 9 年文部省令第 40 号）附則第 2 項の規定により読み替えられた同令第 3 条第 1 項並びに「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者」（令和 2 年 8 月 11 日文部科学大臣決定。以下「介護等体験免除者に係る大臣決定」という。）3（3）の規定に基づき、令和 2 年度において介護等体験（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成 9 年法律第 90 号）第 2 条第 2 項に規定する介護等の体験をいう。以下同じ。）を行うことを予定していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にあることその他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難な者（以下「介護等体験代替措置対象者」という。）が受講する教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号。以下「免許法」という。）別表第 3 備考第 6 号に規定する文部科学大臣の認定した通信教育（以下「免許法認定通信教育」という。）の科目であって介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が介護等体験免除者に係る大臣決定 3 の規定により指定した科目（以下「指定科目」という。）の実施のため、必要な事項を定めたものである。

1. 指定の基準

指定科目の指定の基準は、次のとおりとする。

- （1）科目の内容が、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものであること。
- （2）令和 2 年度に認定を受けた免許法認定通信教育の科目であること。

2. 対象となる科目の内容

指定科目の内容は、施行通知¹では以下のとおり示されている。

¹ 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について」（令和 2 年 8 月 11 日付け 2 文科教第 401 号文部科学省総合教育政策局長通知）

4 留意事項等

(2) 「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目等について

介護等体験免除者に係る大臣決定1(2)及び(6)に定める「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目並びに(7)に定める特定講習の要件とされている「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」免許状更新講習について、これら「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目等の基本的考え方は、次のとおりである。

- ① 特例法第1条(趣旨)に規定する「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等」に関するものであること。
- ② 介護等体験は、特例法第2条第1項に規定する対象施設(特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるもの(※))における「介護、介助のほか、障害者等の話相手、散歩の付添いなどの交流等の体験、あるいは掃除や洗濯といった、障害者等と直接接するわけではないが、受入施設の職員に必要とされる業務の補助など、介護等の体験を行う者の知識・技能の程度、受入施設の種類、業務の内容、業務の状況等に応じ、幅広い体験が想定される」(法制定時の施行通達3(1)①)ことを踏まえて、上記の関連性を判断すること。
※ 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、救護施設、更生施設、授産施設、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設、障害者支援施設、地域活動支援センター等
- ③ 小学校又は中学校の教諭の教職課程(一種免許状又は二種免許状の授与の所要資格を得させるためのものに限る。)において開設される科目の水準に相当する科目等は対象とならないこと(中学校及び高等学校の教科で共通に修得することとされている科目についても対象とならない。専修免許状の授与に係る大学院の課程及び専攻科の課程において修得するものとされている科目については対象となり得る。)

上記基本的考え方①及び②に関し、上記に明示されているもののほか、具体的には、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとしては、特別支援教育、生徒指導、教育相談等に関する内容が想定される。

3. 指定の手続

(1) 指定の申請

指定科目の指定を受けようとする免許法認定通信教育の開設者は、指定科目指定申請書（様式1）に必要事項を記入の上、以下のとおり、文部科学省宛てに申請するものとする。

申請期限： （1次指定）令和2年8月18日（必着）

（2次指定）令和2年8月25日（必着）

※これ以降、申請のあったものは、随時審査の上、指定する

提出方法： 郵送により下記提出先に提出

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室更新係

※封筒の表に、赤字で「指定科目指定申請書提出」と記載すること。

(2) 文部科学大臣による指定・通知・公表

文部科学大臣は、指定の申請のあった免許法認定通信教育の科目について、基準に適合すると認められるものを指定し、その旨を申請した免許法認定通信教育の開設者に通知するとともに、文部科学省ホームページにおいて公表する。基準に適合すると認められなかったものについては、その旨を当該開設者に通知する。

(3) 変更の届出

指定科目の開設者は、指定科目の指定を受けた免許法認定通信教育の内容について変更（教育課程及び指導計画の変更に限る。）を行う場合、「免許法認定通信教育認定申請等要領（令和2年度以降開設分）」3. 変更届出要領及び提出書類の様式（P.43～）に基づき、変更届出書（様式第11号）を上記免許法認定通信教育認定申請等要領に記載する独立行政法人教職員支援機構の免許法認定通信教育担当部局に郵送にて提出した後、以下のとおり、指定科目変更届出書（様式2）及び教職員支援機構に提出した変更届出書（様式第11号）一式（変更内容の概要が分かるものを含む。）を文部科学省担当部局（3（1）参照）に電子メールにて届け出るものとする。

届出時期： 開設者による変更決定後速やかに

提出方法： 電子メールにより kaigo@mext. go. jp 宛てに提出

文部科学大臣は、指定科目変更届出書の提出のあった科目について、変更後も指定の基準に適合すると認められるものを引き続き指定し、その旨を変更の届出をした免許法認定通信教育の開設者に通知するとともに、変更後の科目の

内容について文部科学省ホームページにおいて公表する。基準に適合すると認められなかったものについては、指定を取り消し、その旨を当該開設者に通知するとともに、文部科学省ホームページにおいて公表する指定科目の一覧から削除する。

(4) 廃止の届出

指定科目の開設者は、指定科目の指定を受けた免許法認定通信教育を廃止する場合、「免許法認定通信教育認定申請等要領（令和2年度以降開設分）」3. 変更届出要領及び提出書類の様式（P.43～）に基づき、当該認定通信教育科目を廃止する旨を記載した変更届出書（様式第11号）を上記認定申請等要領に記載する独立行政法人教職員支援機構の免許法認定通信教育担当部局に郵送にて提出するとともに、以下のとおり、当該変更届出書（様式第11号）の写しを、文部科学省担当部局（3（1）参照）に電子メールにて届け出るものとする。

届出時期： 開設者による廃止決定後速やかに

提出方法： 電子メールにより kaigo@mext.go.jp 宛てに提出

文部科学大臣は、上記届出のあった指定科目の指定を取り消し、その旨を当該開設者に通知するとともに、文部科学省ホームページにおいて公表する指定科目の一覧から削除する。

4. 指定科目の開設者の役割

(1) 介護等体験代替措置対象者の受講の受入れ

指定科目の開設者は、当該指定科目を含む免許法認定通信教育の実施に支障がない限り、介護等体験代替措置対象者の受講を認めることができる。受講申込に当たっては、様式3の受講申込書（作成例）も参照の上、受講者の確認を行うこと。

なお、指定科目につき、令和元年度以前にも同科目の免許法認定通信教育の認定を受けていた場合は、介護等体験免除者に係る大臣決定等の施行日前に当該科目を修得した者から請求があったときも、その旨を証する証明書を発行するものとする。

(2) 証明書の発行

指定科目の開設者は、介護等体験代替措置対象者であって指定科目の単位を修得した者から請求があったときは、その旨を証する証明書（介護等体験免除者に係る大臣決定で定める別記様式）を発行するものとする（介護等体験免除者に係る大臣決定5（2）及び（4））。

5. 指定科目に関する留意事項

指定科目に関し、介護等体験免除者に係る大臣決定及び本実施要領において、別段の定めがある場合を除き、通常の免許法認定通信教育と基本的に同様の条件等により実施すること。

様式 1

指定科目指定申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

文部科学大臣 殿

申請者名 〇〇〇〇〇〇長
〇 〇 〇 〇 印

このたび「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者（令和 2 年 8 月 11 日文部科学大臣決定）」に基づき、下記の免許法認定通信教育の科目について、指定科目の指定の基準に該当すると考えるため、指定を申請します。

記

〇〇〇〇学（R 2 認定通信）
〇〇論（R 2 認定通信）

<指定科目の指定の基準>

- (1) 科目の内容が、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものであること。
- (2) 令和 2 年度に認定を受けた免許法認定通信教育の科目であること。

以上

備考 指定を受けようとする免許法認定通信教育の科目の名称は、開設科目名（〇〇〇〇学（R 2 認定通信）など）を正確に記入すること。

様式 2

指定科目変更届出書

令和〇年〇〇月〇〇日

文部科学大臣 殿

申請者名 〇〇〇〇〇〇長
〇 〇 〇 〇

このたび、別添の「令和2年度〇〇〇〇大学免許法認定通信教育に係る変更について（届出）」のとおり、下記の指定科目に指定された免許法認定通信教育の内容を変更したので、届け出ます。

記

開設科目名	〇〇〇〇学（R2認定通信）
<p>なお、本機関は、下記の「指定科目の指定の基準」に照らし、上記科目の内容について、</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 変更後も、指定科目の指定の基準に引き続き該当する<input type="checkbox"/> 変更後は、指定科目の指定の基準に該当しなくなったと判断し届け出ていることを申し添えます。	

<指定科目の指定の基準>

- (1) 科目の内容が、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものであること。
- (2) 令和2年度に認定を受けた免許法認定通信教育の科目であること。

以上

備考1 変更後の科目に対する指定の基準の該当の有無について、いずれかのチェックボックスにチェックを入れること。

備考2 複数の科目について変更がある場合は、表を追加して記入すること。

備考3 免許法認定通信教育の変更届（様式第11号）一式の写しを添付すること。

特定講習実施要領

令和 2 年 8 月

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

はじめに

本実施要領は、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成 9 年文部省令第 40 号）附則第 2 項の規定により読み替えられた同令第 3 条第 1 項並びに「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者」（令和 2 年 8 月 11 日文部科学大臣決定。以下「介護等体験免除者に係る大臣決定」という。） 4（6）の規定に基づき、令和 2 年度において介護等体験を行うことを予定していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にある者その他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難な者（以下「介護等体験代替措置対象者」という。）が受講する介護等体験免除者に係る大臣決定 4 の規定により指定された免許状更新講習（以下「特定講習」という。）の実施のため、必要な事項を定めたものである。

1. 指定の基準

特定講習の指定の基準については、介護等体験免除者に係る大臣決定 4. で以下のとおり示されている。

4. 1（7）について

（1）特定講習の指定の基準は、次のとおりとする。

- イ 講習の内容が、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものであること。
- ロ インターネットを利用する方法又は放送の視聴により学修させるもの（対面による方法と組み合わせて行うものを除く。）であること。
- ハ 令和三年三月三十一日までの間に、受講及び課程の一部の履修の認定が可能なものであること。

2. 対象となる講習の内容

特定講習の内容は、施行通知¹では以下のとおり示されている。

¹ 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について」（令和 2 年 8 月 11 日付け 2 文科教第 401 号文部科学省総合教育政策局長通知）

4 留意事項等

(2) 「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目等について

介護等体験免除者に係る大臣決定1(2)及び(6)に定める「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目並びに(7)に定める特定講習の要件とされている「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」免許状更新講習について、これら「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目等の基本的考え方は、次のとおりである。

- ① 特例法第1条(趣旨)に規定する「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等」に関するものであること。
- ② 介護等体験は、特例法第2条第1項に規定する対象施設(特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるもの(※))における「介護、介助のほか、障害者等の話相手、散歩の付添いなどの交流等の体験、あるいは掃除や洗濯といった、障害者等と直接接するわけではないが、受入施設の職員に必要とされる業務の補助など、介護等の体験を行う者の知識・技能の程度、受入施設の種類、業務の内容、業務の状況等に応じ、幅広い体験が想定される」(法制定時の施行通達3(1)①)ことを踏まえて、上記の関連性を判断すること。
※ 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、救護施設、更生施設、授産施設、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設、障害者支援施設、地域活動支援センター等
- ③ 小学校又は中学校の教諭の教職課程(一種免許状又は二種免許状の授与の所要資格を得させるためのものに限る。)において開設される科目の水準に相当する科目等は対象とならないこと(中学校及び高等学校の教科で共通に修得することとされている科目についても対象とならない。専修免許状の授与に係る大学院の課程及び専攻科の課程において修得するものとされている科目については対象となり得る。)

上記基本的考え方①及び②に関し、上記に明示されているもののほか、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとしては、具体的には、特別支援教育、生徒指導、教育相談等に関する内容が想定される。

なお、特定講習については、免許状更新講習が、大学の教職課程等を経て教

員免許状の授与を受けた現職教員等に対して、教員の職務の遂行に必要な事項に関する最新の知識技能を修得させるために開設されているものであることから、上記③の基本的考え方「小学校又は中学校の教諭の教職課程（一種免許状又は二種免許状の授与の所要資格を得させるためのものに限る。）において開設される科目に相当する科目等は対象とならないこと」は観念する必要がない（適用しない）。

3. 指定の手続

（1）指定の申請

特定講習の指定を受けようとする免許状更新講習の開設者は、特定講習指定申請書（様式1）に必要事項を記入の上、以下のとおり、文部科学省宛てに申請するものとする。

申請期限： （1次指定）令和2年8月18日（必着）

（2次指定）令和2年8月25日（必着）

※これ以降、申請のあったものは、随時審査の上、指定する

提出方法： 郵送により下記提出先に提出

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室更新係

※封筒の表に、赤字で「特定講習指定申請書提出」と記載すること。

（2）文部科学大臣による指定・通知・公表

文部科学大臣は、指定の申請のあった免許状更新講習について、基準に適合すると認められるものを指定し、その旨を申請した免許状更新講習開設者に通知するとともに、文部科学省ホームページにおいて公表する。基準に適合すると認められなかったものについては、その旨を当該開設者に通知する。

（3）変更の届出

特定講習の開設者は、特定講習の指定を受けた免許状更新講習の講習内容について変更を行う場合、「免許状更新講習の認定申請等要領（令和2年度開設用）」Ⅲ 免許状更新講習の変更届出要領及び提出書類の様式（P.50～）に基づき、免許状更新講習開設変更届（様式第10号）を独立行政法人教職員支援機構担当部局に免許状更新講習認定申請等システムにてWeb提出した後、以下のとおり、特定講習変更届出書（様式2）及びWEB提出した免許状更新講習開設変更届出（様式第10号）の写しを文部科学省担当部局（3（1）参照）に電子メールにて届け出るものとする。

届出時期： 開設者による変更決定後速やかに

提出方法： 電子メールにより kaigo@mext.go.jp 宛てに提出

文部科学大臣は、特定講習変更届書のあった特定講習について、変更後も指定の基準に適合すると認められるものを引き続き指定し、その旨を変更の届出をした特定講習開設者に通知するとともに、変更後の特定講習の内容について文部科学省ホームページにおいて公表する。基準に適合すると認められなかったものについては、指定を取り消し、その旨を当該開設者に通知するとともに、文部科学省ホームページにおいて公表する特定講習の一覧から削除する。

(4) 廃止の届出

特定講習の開設者は、特定講習の指定を受けた免許状更新講習を廃止する場合、「免許状更新講習の認定申請等要領（令和2年度開設用）」IV 免許状更新講習の廃止届出要領及び提出書類の様式（P.54～）に基づき、免許状更新講習開設廃止届（様式第11号）を独立行政法人教職員支援機構担当部局に免許状更新講習認定申請等システムにてWeb提出した後、以下のとおり、当該廃止届の写しを、文部科学省担当部局（3（1）参照）に電子メールにて届け出るものとする。

届出期限： 開設者による廃止決定後速やかに

提出方法： 電子メールにより kaigo@mext.go.jp 宛てに提出

文部科学大臣は、上記廃止届のあった特定講習の指定を取り消すとともに、その旨を当該開設者に通知するとともに、文部科学省ホームページにおいて公表する特定講習の一覧から削除する。

4. 特定講習の開設者の役割

(1) 介護等体験代替措置対象者の受講の受入れ

特定講習の開設者は、特定講習の実施に支障がない限り、介護等体験代替措置対象者の受講を認めることができる（介護等体験免除者に係る大臣決定4（4））。受講申込に当たっては、様式3の受講申込書（作成例）も参照の上、受講者の確認を行うこと。

(2) 受講者の区分管理

特定講習の開設者は、特定講習を受講する介護等体験代替措置対象者をその他の受講者と区分して管理しなければならない（介護等体験免除者に係る大臣決定4（5））。

(3) 証明書の発行

特定講習の開設者は、介護等体験代替措置対象者であって特定講習の課程の一部の履修の認定を受けた者から請求があったときは、その者の当該履修に関する証明書（介護等体験免除者に係る大臣決定で定める別記様式）を発行するものとする（介護等体験免除者に係る大臣決定5（3）及び（4））。

なお、特定講習につき、令和元年度以前にも同講習内容の免許状更新講習の認定を受けていた場合は、介護等体験免除者に係る大臣決定等の施行日前に当該特定講習の課程の一部の履修の認定を受けた者から請求があったときも、その旨を証する証明書を発行するものとする。

5. 特定講習に関する留意事項

（1） 全般的事項

特定講習に関し、介護等体験免除者に係る大臣決定及び本実施要領において、別段の定めがある場合を除き、通常の免許状更新講習と基本的に同様の条件等により実施すること。

（2） 「履修認定対象職種」及び「主な受講対象者」の扱い

免許状更新講習の申請要領において記載することとされている「履修認定対象職種」（選択領域講習のみの記載事項）と「主な受講対象者」（選択必修領域及び選択領域の講習のみの記載事項）については、いずれも所持する教員免許状の職種（教諭、養護教諭、栄養教諭）に対応した講習を受講してもらう観点から、設けられている項目である。

しかし、今回の介護等体験代替措置対象者については、所持する教員免許状の有効期間を更新するわけではないため、特定講習については、履修認定対象職種や主な受講対象者に関わらず、受講を認めることとする。

（3） 受講者評価の適用除外

通常の免許状更新講習の受講者に関しては、「免許状更新講習の認定申請等要領（令和2年度開設用）」Ⅱ 免許状更新講習の評価結果報告要領及び提出書類等の様式（P.40～）に基づき、講習開設者が評価結果報告において、全ての受講者における受講した講習の評価についての調査結果及び受講した人数等の報告を行うこととなっているが、介護等体験代替措置対象者については、通常の見習者とは区別し、評価の対象から除外し、受講人数等にも計上しないこととする。

様式 1

特定講習指定申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

文部科学大臣 殿

申請者名 ○○○○○○長

○ ○ ○ ○ 印

このたび「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者（令和2年8月11日 文部科学大臣決定）」に基づき、下記の免許状更新講習について、特定講習の指定の基準に該当すると考えるため、指定を申請します。

記

免許状更新講習の名称	認定番号
【〇〇】 ○○○○	令〇〇-○○○○○-○○○○○号

<特定講習の指定の基準>

- (1) 当該講習の内容が、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものであること。
- (2) インターネットを利用する方法又は放送の視聴により学修させるもの（対面による方法と組み合わせて行うものを除く。）であること。
- (3) 令和3年3月31日までの間に、受講及び課程の一部の履修の認定が可能なものであること。

以上

備考 「免許状更新講習の名称」欄の【 】には、必修領域であれば【必修】、選択必修領域であれば【選択必修】、選択領域であれば【選択】と記入すること。

様式 2

特定講習変更届出書

令和〇年〇〇月〇〇日

文部科学大臣 殿

申請者名 〇〇〇〇〇〇長
〇 〇 〇 〇

このたび、別添の免許状更新講習開設変更届のとおり、下記の特定講習に指定された免許状更新講習の内容を変更したので、届け出ます。

記

免許状更新講習の名称	認定番号
【〇〇】〇〇〇〇	令〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇号
なお、本機関は、下記の「介護等体験代替措置科目の指定の基準」に照らし、上記講習の内容について、 <input type="checkbox"/> 変更後も、特定講習の指定の基準に引き続き該当する <input type="checkbox"/> 変更後は、特定講習の指定の基準に該当しなくなった と判断し届け出ていることを申し添えます。	

<特定講習の指定の基準>

- (1) 当該講習の内容が、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものであること。
- (2) インターネットを利用する方法又は放送の視聴により学修させるもの(対面による方法と組み合わせて行うものを除く。)であること。
- (3) 令和3年3月31日までの間に、受講及び課程の一部の履修の認定が可能なものであること。

以上

備考1 「免許状更新講習の名称」欄の【 】には、必修領域であれば【必修】、選択必修領域であれば【選択必修】、選択領域であれば【選択】と記入すること。

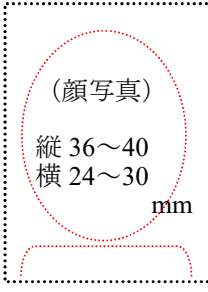
備考2 変更後の講習に対する指定の基準の該当の有無について、いずれかのチェックボックスにチェックを入れること。

備考3 複数の講習について変更がある場合は、表を追加して記入すること。

備考4 免許状更新講習開設変更届(様式第10号)の写しを添付すること。

様式 3

〇〇大学 特定講習受講申込書（作成例）

ふりがな 氏名	-----	申込印		生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日	 <p>(顔写真) 縦 36~40 横 24~30 mm</p>
連絡先	(〒 —)	都道 市区 府県 町村		-----		
	(TEL) — —	(携帯) — —		-----		

○ 受講を希望する特定講習について記入してください。

領 域	講習の名称	開 設 日
必修領域講習		
選択必修領域講習		
選択領域講習		

○ 障害を有している方で、希望する配慮・支援内容について記入してください。

障害の種類・程度・症状等	
希望する配慮・支援内容	

私は、令和2年度において介護等体験（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）第2条第2項に規定する介護等の体験をいう。以下同じ。）を行うことを予定していましたが、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にある等の事由により、介護等体験を行うことが困難な状況となったため、その代替として上記の特定講習の受講を希望します。

年 月 日

氏 名

印

※記名押印又は自筆による署名をしてください。

備考 この様式は一例であり、別の様式・方法等により受講に必要な事項を求めることとして差し支えない。

小中学校の教員免許状授与に必要な介護等体験の代替措置等について

1. 現状及び課題

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」により、小中学校の教員免許状授与の要件として、7日間の介護等体験（特別支援学校、老人福祉施設、障害者支援施設等）が必須とされている。

現在、新型コロナウイルス感染症のため介護等体験の実施が困難となっており、当面の対応として実施時期を秋以降にすること等を大学等に通知しているが、例年通りの実施が困難な事態も想定される。

2. 対応策

(1) 代替措置の設定

令和2年度に介護等体験を予定していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護等体験を行うことが困難な者であって、以下いずれかの代替措置を受けた者の介護等体験を免除する（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の改正及び文部科学大臣決定）。※学年問わず対象にする

(1) 大学等において、令和2年度までに、特別支援学校の教職課程において開設されている特別支援教育に関する科目の単位を1単位以上修得した者
(2) 令和2年度までに、医療関係職種等（※2）の養成施設に指定されている大学等において開設される科目のうち介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして当該大学等が認めるものの単位を1単位以上修得した者
(3) 令和2年度までに、文部科学大臣・厚生労働大臣の確認を受けた大学等における社会福祉に関する実習演習科目の単位を1単位以上修得した者
(4) 在学する大学等において、令和2年度に（独）国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目（※3）に係る印刷教材の学修の成果を確認する措置（※4）を受けた者
(5) 令和2年度までに、（独）国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目（※3）のうち1科目以上の履修の認定を受けた者
(6) 免許法認定通信教育において、令和2年度までに、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が指定した科目の単位を1単位以上修得した者
(7) 令和2年度までに、インターネット型等の免許状更新講習で介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が指定した講習の課程のうち18時間以上の履修の認定を受けた者

※1：「大学等」とは、小学校又は中学校の教職課程を置く大学・教員養成機関を指す

※2：介護等体験を免除されている看護師、社会福祉士、理学療法士等の9つの職種等

※3：視覚障害教育領域又は聴覚障害教育領域の教育課程及び指導法に関する科目

※4：学修成果を教職にどう生かすか等をレポートで1,200-1,600字程度記述し確認を受ける

(2) その他の対応

① 介護等体験施設に特別支援学級を置く小学校等を追加（文部科学大臣決定）

令和2年度に限り、特別支援学級を置く又は通級による指導を行う小・中・高校等における教育実習も介護等体験として算入することができるよう、これらの学校を介護等体験の対象施設に追加する。

② 遠隔による体験も可能とする（通知・運用変更）

令和2年度に限り、テレビ会議システムを活用した障害者や高齢者等との交流など、学生等が受入施設に出向かない遠隔による体験も可能とする。

3. 施行日

令和2年8月11日（火）